

【33 釈 文】 三国街道永井宿ほか佐渡送り無宿人預かり証文

(享和三年：一八〇三)

差上申一札之事

江戸表より佐州江被レ遣候無宿之内拾人、
今十二日夜、当宿泊リニ付、私共江御預ケ、
明早朝、無ニ相違ニ次宿江可ニ継送一旨、且
無宿之内、非分之儀申聞候ハ、早々
御届ケ可ニ申上一旨被ニ 仰渡一、承知奉レ畏候、
依レ之一札差上申処、仍如レ件

永井宿

享和三年亥年

御宿問屋 四郎右衛門印

八月十二日

年寄 重 兵 衛印

猿ヶ京村

佐渡御奉行様御支配 名主 久右衛門印

伊沢佐兵衛様 相又宿

問屋 新左衛門印

【33読み下し文】

差し上げ申す一札の事

江戸表（おもて）より佐州へ遣（つかわ）され候無宿（むしゆく）の内拾人、
今十二日夜、当宿泊りに付、私共へ御預け、

明くる早朝、相違（そうい）無く次ぎ宿へ継ぎ送るべき旨、且（かつ）
無宿の内、非分（ひぶん）の儀申し聞き候はば、早々

御届け申し上げるべき旨仰せ渡され、承知畏（かしこ）み奉り候、
これに依り一札差し上げ申す処、仍（よつ）て件（くだん）の如し

永井宿

享和三年亥年

御宿問屋 四郎右衛門印

八月十二日

年寄 重兵衛印

猿ヶ京村

佐渡御奉行様御支配 名主 久右衛門印

伊沢佐兵衛様

相又宿

問屋 新左衛門印